

第 97 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和元年 8 月 29 日（木） 11：00～12：00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕高橋 滋 部会長（司会）、大橋 洋一 部会長代理、小早川 光郎 構成員、
伊藤 正次 構成員、磯部 哲 構成員

〔政府〕宮地 俊明 内閣府地方分権改革推進室次長、菅原 希 内閣府地方分権改革推進室次長、
須藤 明裕 内閣府地方分権改革推進室参事官

※地方三団体の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和元年の提案募集方式に係る重点事項について（地方三団体からのヒアリング）

地方三団体から意見聴取の後、質疑応答を行った。地方三団体からの説明及び主なやりとりは次のとおり。

（高橋部会長）まず、全国知事会からの説明をお願いしたい。

（全国知事会）第 9 次地方分権一括法が成立したが、この中で、放課後児童クラブの従事者の問題、人数の問題について、「参酌すべき基準」に見直していただいた。今年も「従うべき基準」関係等の提案が出てきており、まずこの概要を説明したい。

1 ページの下にあるとおり、都道府県関係の提案としては、義務付け・枠付けの見直しに関する提案が 12 件、うち重点項目が 9 件。国から都道府県への権限移譲に関するものが 3 件、うち重点項目が 1 件。そのほか、地域公共交通関係という括りでいろいろと残っており、これが 10 件、うち重点は 4 件である。これらについて、成果に結びつけていただくようお願いしたい。

2 ページについて、義務付け・枠付けの見直しに関する提案は、かつての地方分権改革推進委員会の第 2 次・第 3 次勧告に基づいて、直ちに見直していただきたいというスタンスである。ただ現在も、条例委任の場合でも「従うべき基準」が多いという問題や、あるいはまだ「従うべき基準」が残っているものが大変多く、特に福祉分野について順次「参酌すべき基準」に改めることを求める声が地方からも多く挙がっているところ。

3 ページについて、「従うべき基準」関係以外の義務付け・枠付けの見直しとしては、子育て関係では病児保育事業、里帰り出産時等における一時預かり事業に関する提案が 2 件あり、教育・その他の分野では、保育士資格を有する者が幼稚園の免許をもらうという場合等々、5 件の提案が出てきている。「従うべき基準」に関する提案として、福祉型児童発達支援センターにおける従業員の基準見直しについて、また、介護関係で経過期間等の延長についての提案が提出されている。

全国知事会としては、特に福祉関係の施設の職員の資格、配置あるいは施設の面積等について、従前より様々な形で各省の御協力もいただいて改善されてきたところであるが、地方分権改革の趣旨が必ずしもすべからく十分には徹底されておらず、自治体の自主性や自由度については、決して広がっていないと認識している。4 ページに記載のとおり、過去にもこれだけの提案が寄せられており、とりわけ福祉分野で目立つというのが地方側の認識である。

第 9 次地方分権一括法では放課後児童クラブの制度を見直していただいたが、知事会としては、5 ページの下に記載のとおり、「従うべき基準」の見直し等については、個々の案件ごとではなく、一括して検討していただきたい。また、法令の改正後も、実効ある形で見直しをされたということについて、是非フォローしていただきたいというのが我々の意見である。

6 ページの地域公共交通に関する提案については、第 4 次一括法で自家用有償旅客について手挙げ方式を採用した権限移譲をしていただいたことが最初の大きな部分であったが、これを皮切りに、順次大きな形で逐次改正をしていただいた。ただ、地方の問題に携わってきた私個人の意見であるが、この分野については 2 つの特色があると思っている。

1 つは、国土交通省から各地の陸運局に下達される形で、国で事務及び施策が完結する体系になっているということ。

もう 1 つは、地域における実情は、かつてのように、乗合バスあるいはタクシーといった主として民間事業に対して認可をするという形で地域の公共交通を担ってきた状態から乖離しているということ。

公共の乗合バスが成り立たなくなり、コミュニティバス、スクールバス、それが更に乗合タクシーになり、更にタクシー事業者が撤退したら、NPOが自家用車両で有償輸送していく。ところが、そのNPOもなくなり、本当に誰が担うのか、というところまで来ているというのが現状である。

一昨年より自治大学校の客員教授として、市町村の政策課題のゼミの相談相手を務めているが、毎回必ずといっていいほど相談を受けるのが、およそ公共交通と広くは呼称されないような種類の交通手段も含め、いかに地域にお住まいの方の足を確保するのかという問題である。

タクシーもNPOによる有償運送も届かない場所となると、近所同士で助け合わなければならない。ただ、今般、高齢者による運転は少し危険ではないか、安全な運転ができなくなる前に、免許を返納しなければならないのではないかという議論が、別の視点から起こってきており、そのような問題に取り組むチームと政策提言の話をしていくと、とにかく早く自動車の自動運転について制度化していかなければいけないという話になる。それから、病院への通院は自動運転に頼るとして、買物はどうするのかというと、ドローンによって空から物を配送してもらおうと、おおよそこういう議論に落ちつくのが常である。

事程左様に、運転をしない高齢者のみが地域に残る状況に来ており、都市と山間部・漁村・農林水産地域の格差というのはどんどん開いていっている。地域公共交通の課題はこれからも続いていくと認識しており、もちろん逐次対応していただいているが、従来は想定されなかった運送手段が出てきて、その都度、市町村及び都道府県の関わり方について悩まなければならないので、地域の将来の姿もぜひ視野に入れて議論していただきたい。

残りについては、役割分担や、その他の提案等について、地方側としてさらにもっと実情を聞いてほしいという声があることを申し添えて、説明は以上とさせていただきます。

(高橋部会長) 続いて、全国市長会からの説明をお願いしたい。

(全国市長会) 11 ページについて、重点事項に位置付けている提案数としては合計の欄にあるように55件だが、都市行政対象外が右側に7件あるため、都市行政関係事項は48件であり、そのうち41件は「積極的な検討を求め」としており、4件には、検討を求めつつ留意点の付記等をしているものである。交通関係でいうと、軌道法・鉄道事業法に基づく都道府県による許認可等の事務・権限について、政令市の区域内で軌道が完結している場合は当該政令市に移譲してよいのではないかという提案だが、事業者側の利便性を考えると懸念があったため留意点を付記しているところ。また、議会の権能に関わる提案2件については、執行部側のみの判断では如何なものかということで、意見が出ているところである。

さらに、3件は、関係府省から現行で対応可能という回答をいただいているが、昨年も申し上げたとおり、出来る限り早急に、提案があった団体のみならずそれ以外の団体に対しても、広く積極的に、このようなことができると自治体に周知いただきたい。

以下、個別の案件について、いくつか説明したい。

まず、12 ページの子ども・子育て関係で、149 番について、現状12か月の有効期間の上限を、受給者側からも支給者側からも延長することが明らかに望ましい場合でも基準を守らなければならないため、現場で非常に不安定な状況が生じているというもの。162 番について、NPOは福祉分野をはじめ地域で非常に重要な役割を担っているため、これが補助金によって排除されていることについて考慮いただきたいというもの。278 番について、要件として別棟にしなければならない、定員が20人以上でなければならないなどが付いており、小規模グループケアによる受け入れができないことがあるというもの。この3件についてはいずれも補助金の要件によって、都市自治体が自由で実効性のある、ニーズに応じた行政展開が出来なくなっているということであるため、是非御検討いただきたい。

それから17ページの「4. 交通網・運送網の円滑な確保」の227・228番について、先述の一政令市区域内の移譲は非常に良いことだと思っているが、事業者側の利便性を考えたときにどうかという意見が関係市から出ているところである。

次の18ページ150番について、そもそも石油・高圧ガス・液化ガスなどの危険な物質の保安については、万が一何かあったときには、消防を所有している自治体、すなわち市町村が対応しなければならないため、できる限り消防を所管し、対応に当たる市町村が保安の責任を持つというのが基本ではないかと考えている。一遍にというわけにはいかないが、少なくとも政令市においてこのような移譲を積極的に考えることが、消防活動や防災対応を行う上で非常に重要であるため、前向きに検討をお願いしたい。

19ページの5番・28番について、関係府省からはシステム改修や手数料等で自治体に負担がかかることを懸念されているようだが、そのようなことは自治体で考えるため、民間の事業を積極的に活用するスキームを、是非積極的に御検討いただきたい。

20 ページの 7. その他の 26 番・230 番について、市長会としては検討をお願いしているが、議長会との関係もあり若干弱めの表現にしている。

22 ページでは、重点事項以外の提案 2 件を挙げさせていただいている。

まず 157 番について、「デジタル・ガバメント実行計画の推進によって、法人登記の謄本等についても情報連携を進める」との回答をいただいていることは非常に結構な話である。これに関して、次の 23 ページに、経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針を添付している。本年 6 月に非常に重要な政府の方針として決定されているが、この中の第 3 章 2 (1) ①にデジタル・ガバメントの行政効率化について、「地方自治体におけるデジタル・ガバメントを実現するため…(略)…IT に係る地方自治体への補助金の効率化を図るとともに、財源を含めた国の主導的な支援の下で情報システムやデータの標準化を推進する観点から、IT 予算の一元化を契機に、内閣官房が中心となり関係府省庁が連携して、地方自治体のデジタル化の取組を後押しするための政策に関する検討を進める。」と位置付けられている。また、枠内に記載のとおり、国と地方の協議の場でも、当会の立谷会長から「IT 活用や情報システムの標準化については、市町村毎に入札を行っている現状にあるが、住基システム等は全国同一であるので、国において標準化していただきたい。」と申し上げており、これは地方分権とは別の問題であるという理解である。国の人口の大幅な減少が言及される中、事務の効率化も自治体にとっては非常に重要な話であり、特に国が自治体を実施を求める事務については、このような取り組みを国が責任を持って積極的に進めていただきたい。骨太の方針のこの部分は、情報化担当部局が進めていくと思われるが、是非提案募集の場ですされた意見、あるいは、今後議論されるものが反映されるよう、構成員においても御配意いただければ幸いである。

次に 237 番について、25 ページに関係府省からの通知を添付している。当該通知は、元々子ども・子育て支援法に基づいて告示がなされ、その告示を受けて 100 ページ以上の留意事項通知が出され、さらにまた改善についての通知として発出されたものである。26 ページ「I 目的」の 3 行目以降に「職員の平均経験年数や賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算（処遇改善等加算Ⅰ）及び技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算（処遇改善等加算Ⅱ）を行う」とあるが、その後の実際の事務の流れについて、指定期日までに都道府県、市町村に対しいろいろと指示がなされている。27 ページ「VI 実施方法」の「加算率区分表」において、各職員の一人当たり平均経験年数によって、基礎分、賃金改善要件分、うちキャリアパス要件分と加算率が決まることになっている。28 ページ同表「備考」において、「2 賃金改善要件分は、(2) アの賃金改善要件に適合する施設・事業所が対象となる。ただし、(2) イのキャリアパス要件に適合しない施設・事業所については、キャリアパス要件分を減じた額とする」とさりげなく記載されている。その次にまた「保育所における経過措置」について、平成 26 年度の平均経験年数に応じていろいろできるとなっている。(ア)の平均経験年数は、(ウ)の算定対象となる事業所の勤続年数を合計して云々とあり、(ウ)においても学校教育法に定める専修学校における勤続年数や社会福祉施設における年数、認可外保育施設、病院などにおける過去の経験年数も全て通算して経験年数を出し、それに基づいて計算するよう求めている。以下、賃金改善計画や主任・リーダーの在否などに基づき、非常に事細かく計算する必要があり、その上、定数やその他の事項に応じて、様々な加算があるようである。

これに対応するため、市町村職員は非常に大変な労力を強いられており、当然、保育所等の施設側も当該施設職員の経歴を全て挙げなければならない。24 ページに市町村が提出する様式例を載せているが、氏名、職種、現に勤務する施設・事業所の経験年数などを合算し、平均して出すようにしている。この作業は非常に大変であり、データベースを活用して国で行っていただきたいとの意見が出ているが、そもそもこの事務は自治事務でありながら、国が事細かに規定したことを市町村はその規定どおりに、保育所から情報を集め、認定しなければならない。またその一方で、当該加算が保育士の処遇改善に繋がっていないのではないかと批判や、賃金改善の確認の徹底がされていないのではないかと総務省の指摘があり、結局市町村がきちんとすべきという話になっている。自治事務といいながら、専ら国が配りたい補助金をそのまま市町村が下部機関のような形で配らされているとしか思えない。しかも、財源は国が半分は負担するが、残り半分は自治体が負担している。このようなことは氷山の一角ではないかと考えている。まずは子ども・子育て支援法との関係をモデルケースとして、このような事務が自治事務として成り立ってよいのか、御検討いただきたい。ともかく補助金の名のもとに、このようなことが行われているということである。

関連して、23 ページに戻るが、同じく骨太の方針 2019 において、「地方における新たな発想や創意工夫をいかにさせるよう、地方の実情を踏まえて補助金の自由度を高めるほか、要件の緩和、手続きの簡素化、補助単価等の実態に即した見直し等に向けて、課題を補足した上で 2019 年末までに対象や工程を具体化する。」と、非常に良い

方針決定をしていただいている。是非、この提案募集の場での議論において、内閣府が中心となって具体化していただきたい。

(高橋部会長) 続いて、全国町村会からの説明をお願いしたい。

(全国町村会) 43 ページについて、全体の団体数、提案件数の昨年度との比較であるが、提案団体数及び提案件数ともに町村は若干増えている。全体の件数からいうと町村の割合は低いが、少しずつ周知徹底していただいているため、その成果が出ていると認識している。

44 ページ以降、主に町村提案の重点事項について説明したい。

まず小学校専科教員に対する小学校教諭免許状の授与要件の緩和について、中学校普通免許状の所有者が小学校教諭免許状を取得する場合、小学校において、長年にわたって専科教員として活躍してきた者が、中学校での3年以上の勤務経験がないために、容易に小学校教員免許状を取得できない状況にある。指導経験年数の緩和により、小学校での教育の質の向上や、小・中連携を含めた柔軟な教員配置が可能となる。町村の小規模な小学校においても、英語教育やプログラミング教育を進めるに当たっては、専門性を有する教員を必要とする状況にあり、教科担任制の導入など、一層、小・中の枠を超えた教員配置の必要性が高まってくるものと考えられ、中央教育審議会諮問にて検討予定のため、是非とも検討をお願いしたい。

次に20番～22番(45ページ)について、犬の所有者は犬が死亡した場合に市町村に届出の義務や罰則があり、この義務が履行されなければ自治体における犬の登録原簿の修正等ができない。また、現行の狂犬病予防法では、犬が国外転出した場合に、市町村に届出を義務づける規定がないため、自治体による犬の所在調査等が必要になる場合がある。このことから、自治体において登録原簿の管理にかかる経費や事務負担が生じている。厚生労働省からは原簿の適切な管理に向け、必要な見直しを検討していると前向きな回答をいただいている。是非ともよろしくをお願いしたい。

続いて、森林法に係る行政機関による森林所有者に関する情報の利用等について、現在林地台帳等の整備を行うために固定資産税課税台帳の情報を利用できるのは、森林法改正法の施行日以降である平成24年4月1日以降に森林の所有者となった者の情報に限られている。本提案は、平成24年3月31日以前に森林の所有者となった者の情報も行政機関内部で閲覧可能にするための規制緩和である。本年度より、新たな森林管理制度が設けられ、町村が責任を持って森林を管理していくことになっているが、森林の適切な管理を行っていくためには、所有者の特定が必要不可欠である。関係省庁からは対応を検討していく旨の回答をいただいているが、全国的な森林の整備を行っていく上で必要なことから、前向きな検討を行っていただきたい。

46ページの68番について、長期高度人材育成コースの委託要件では、資格取得にかかる期間が2年以上となる場合は委託をすることができないが、専門学校と専門職大学院は、その卒業要件を修了要件とすることができる。その一方で、大学、短大の場合は、専門学校等と同等のカリキュラムを有していても、委託訓練を実施できない。委託先要件を満たした専門学校等のないエリアにおいても、大学や短大で委託訓練を実施することができるようになれば、多様な職業訓練を求職者に対し提供できるようになる。厚生労働省の担当統括官からも、実態に即した検討を行うと回答があったと聞いている。骨太の方針にもあるが、就職氷河期世代への支援として、また、就労を促進していくための制度構築の1つとして、検討をお願いしたい。

47ページの69番について、へき地の病院においては、医師だけではなく看護職員を初めとする医療従事者の不足に悩まされている。各病院では看護職員確保のための様々な対策を実施しているものの、単独での人材確保には限界があり、救急患者の受け入れを一部中止するなど、地域医療体制の変更を迫られている病院もある。このような状況の中、医師不足のため、認められているへき地等における労働者派遣法の適用除外を不足している看護職員にも認め、医療従事者の派遣が可能となるよう、労働者派遣法の規制緩和を求めることが提案団体の意向である。過疎、離島などのへき地では、医療従事者の確保に困難を極めていることから、医者の例外措置と同様に、提案が実現できるよう、お願いしたい。

48ページの98番について、省令改正により、平成30年4月1日以降、居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員でなければならないが、令和3年3月31日までの3年間は、従来どおり介護支援専門員を管理者とすることができるという経過措置期間が設けられた。しかし経過措置期間が3年では、介護支援員としての従事期間が短いことなどにより、管理者が主任介護支援員になることができず、廃業または休止せざるを得ない居宅介護支援事業所が多く発生することが見込まれている。特に離島や過疎地域では、町村内に居宅介護支援事業所がなくなるところも出てくる可能性があり、利用者に大変大きな混乱が生じるおそれがある。したがって、いずれの居宅介護支援事業所においても、確実に管理者要件を満たすことができるよう、経過措置期間を3年以上延長し、令和6年3月まで延長してほしいというのが提案団体の意向である。特に従事期間の問題は、金銭的な

負担軽減や研修の開催方法の工夫では解決できない。厚生労働省においては速やかに経過措置期間延長の方針をいただくよう、お願いしたい。

49 ページの 181 番について、地域密着型である事業所は基準で定められる登録定員 29 人を上回る高齢者が登録されている場合、介護給付費が 100 分の 70 に減算される。島牧村では通所系サービスを必要とする高齢者が想定を上回って増加しており、2035 年には施設登録が必要な高齢者数が 35 人程度まで増加することが見込まれている。したがって、一定の条件を満たした自治体においては、一定の期間は施設の登録定員を 35 人程度まで拡大したとしても、介護給付費の減算を行わないようにしてほしいというのが提案団体の意向である。厚生労働省の第 1 次回答では、安全面や質の観点から実施するべきではないと結論を得ており、既存の特例制度や基金の活用も含め、総合的な対応を検討していくべきで、提案の取り扱いを認めることは困難とのことであった。提案内容の実現に向けて、厚生労働省において積極的に検討していただくよう、ぜひお願いしたい。

50 ページの上段、平成 26 年度フォローアップ案件の町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止について、昨年度は各都道府県の留意事項の定着動向を確認し、廃止することとなっており、本年 7 月現在であと 6 団体が残っているが、本年度中に策定見込みであると聞いている。全団体 100%でなくとも、本年の基本方針では同意の廃止を内容とする都市計画法改正法案を盛り込んでいただくよう是非お願いしたい。

下段については、平成 30 年度に地方三団体共同で提案し、フォローアップ事項として残っているもので、右側欄の下から 2 つ目、乗用タクシーによる貨物の有償運送を可能とするための規制緩和である。現在、過疎地域に限り施行されているが、過疎地域に限らず、地域公共交通会議で合意が得られた地域や、特定農山村地域も対象とするなど、高齢者が多い中山間地域の実情に沿った対応をしていただくようお願いしたい。地域交通の課題については、骨太の方針でも緊急に取り組む必要性を明記しているため、1 つでも制度として創設していただくようお願いしたい。

重点事項提案以外にも、当初共同提案団体・追加共同提案団体として町村が賛同している提案もあるため、是非自治体からの提案内容を十分に踏まえた上で、前向きな検討をお願いしたい。

最後に 51 ページを御覧いただきたい。地方では厳しい財政状況の中で行革を進め、ぎりぎりの職員体制で増大する行政需要に懸命に取り組んでいるところである。このような中、昨今気にかかるのは、大きな社会課題や事件が発生すると、国から自治体に対し、全国一律に計画の策定や専門職員の配置等を義務付けようとするのが多くなっているように感じる。社会問題、課題の重要性等は十分に理解しているが、地方への一律の対応策の義務付け等により、特に少ない職員で行政サービスを行っている小規模町村の行政運営や現場の創意工夫に支障が生じることのないよう、地域の実情を踏まえた裁量の確保に配慮をいただきたい。このことは本年 6 月に開催された国と地方の協議の場で、当会の会長から政府に申し上げている。

(高橋部会長) それでは、以上の三団体の説明について質疑を行う。

まず全国知事会に伺うが、「従うべき基準」については、特に福祉施設の職員数や面積等に係るものが多く、それが地域の自主性や自由度を狭めていると理解してよいか。

(全国知事会) 然り。かつてで言うと、保育所の乳児保育の面積基準の話あたりからずっと始まっているわけだが、福祉の各分野に渡って様々にあることが、必ずしも地域の実情に合っていないのではということ。また、供給に比して需要が非常に大きい分野であるため、各地とも知恵を絞ってやっているのだが、どうしても国の基準に沿わなくなる部分が出てくることが多いと認識している。

(高橋部会長) 他の分野で特にこれが重要だというのは、団体からは出てきていないということか。

(全国知事会) 左様。とりわけここ数年の課題として、主として福祉、特に子育て分野でやらなければならないことが様々にあり、重点的に取り組もうとしたところ、いろいろな場面で国の制度の壁に当たったことが影響していると認識している。

(小早川構成員) 知事会の説明の中で、地域交通関係にもウェイトを置かれていたが、一つ一つの課題に手を打っても、地域の実情が先行して変遷してしまい、それをまた追いかけていかなければならないというようなお話があった。これは、これまで様々な立法措置がなされてきているが、特に道路運送法関係の規制が元々厳格・厳重にできており、それに対し個々のニーズに応じて緩和措置を行っていくというやり方では実態に追いつけないということではないかと解釈している。そうすると、道路運送法なりの既存の制度を 1 か所ずつポイント的に緩和していくのではなく、地域の現状を、あるいは今後必然的に生じると見込まれる状況を、包括的に受け止めるような枠組みが他に必要であると考えたのだが、如何か。

(全国知事会) 道路運送法は、民間事業者に対して許認可を行う際に、備えるべき要件を形づくる許可法制として成立しているものであると思われ、東京や大阪など大都市においては現在でも当てはまっていくものだと考える

が、先述の離島、山間部、漁村など、へき地になればなるほど切迫した状況になっており、従来のパターンだけでは解決しきれないことが増えてきていると認識している。そのため、逐次の積み上げでも制度が実情に追いついてくればそれで問題はなし、また、人口推計と関連づけた当該地域住民の交通需要や、技術革新に伴う新たな交通手段の出現について、10年後の状況を予測し、10年先を見据えて道路運送法の体系を作っていたのであれば、それで十分だと考えている。ただ、様々な課題の出現や技術革新が進む中で、おそらく地方から要望を受ける国土交通省においては、それに逐次応じる形で1つずつ特例を作っていく作業はかなり大変だろうと認識し、先述のとおり申し上げたところである。

(小早川構成員) 何か具体的な提案があれば、それをきっかけに議論が進むこともあると思うが、如何か。

(全国知事会) 今のところ多いのは、様々な法体系の中で、都道府県又は特に市町村が意見を述べられるようにしてほしいというものだが、更に踏み込んだところの、これから先の地域における足の確保のためにどのようにすべきかという議論は、知事会としてももう少し具体化しなければならないと考えている。現状そこまでの話にはなっていないが、やはり都道府県及び市町村において、その段階の議論まで必要になってくる分野であると認識している。

(大橋部会長代理) 福祉の分野で従うべき基準が多いことは、毎年提案の件数を見ながら認識している。国は、子どもや高齢者に対しより高い水準の福祉を求めており、専門家を集めての議論でも重要視されていることから基準を少しでも高度化し、それを制度化したいとなるとどうしても「従うべき基準」で、という国の立法スタイルと、手が足りないという自治体の実情とは、かねてよりギャップがある。結局、「従うべき基準」を緩和する見直しの提案の際に必ず出てくるのが、子どもの安全などの基準緩和に問題はないのか等の話である。そのような中、やはり重要だと感じるのは、自治体側が、自分たちに任せてくださいと言ったときに、心配ないと胸を張って言えるということと、現行では逐一全て最終的なところまで詰めなければ話が転換しないのだが、ある程度できるという見通しが立った自治体については、補完性の原則により、まず任せてみるというルール組替えのようなことも、この問題に取り組んでいると必要なところに来ていると認識しているのだが、そのような点は如何か。

(全国知事会) 提案に係る支障事例については、元々実際に生じている支障があり、なおかつ任せてもらってもできるという形で書くというルールだったが、ここで見ているものについては、支障がある話が前面に出ている傾向があるかもしれない。ただ御指摘のとおり、例えば保育所の問題でも、東京都でも認証の保育所における乳児の事故は、年に1回または2～3年に1回起こっている状態で、そのたびに事業者を福祉事務所が管理監督者として巡回し、保育環境等を見るというのが安全上十分なのかどうかは、必ずその都度議論になる。したがって、そうしたところについても、然るべき体制を整えた上で、安全性が確保されているので地方に任せてくれと言うことは不可欠だと思うので、このような会議や、地方分権に関する知事会の会合においてもそういう話を徹底するよう、持ち帰らせていただきたい。

(高橋部会長) 次に市長会の説明について、17ページの227番・228番は、行政としては問題ないが事業者の利便性について若干意見があったと伺った。これは元々一体として政令市に移譲した方が効率的だという話があったと思うが、事業者の負担とは具体的にどのようなことを想定されているのか。

(全国市長会) 政令市の中での1事業だけであればよいが、政令市の区域以外にも別途事業を展開している事業者については、片方は都道府県、片方は政令市となるのが如何なものか、という懸念である。

(高橋部会長) 承知した。

(大橋部会長代理) 最後に説明された補助金の問題だが、「従うべき基準」の問題は今まで繰り返し提案として出てきて、かなりそれが共通の課題としてあるということは部会としても認識しており、毎年取り組んでいるところである。それと同様に、自治事務と詳細な補助基準がもたらす問題も根幹にあると考えている。したがって、提案を提出していただく際も、そこが表に出るような形で、これも1つの共通した根幹の大きな問題であるということがわかるような形で出していただく等すれば、更に問題が整理されるのではないかという印象を持ったのだが、如何か。

(全国市長会) 市長会としては、この237番は一番の重点事項だと考えていたが、あいにく重点事項から外れたようなので、あえて本日説明させていただいた。放課後児童クラブについても、そもそも都道府県の研修が事細かな規定のある事実上の資格制度になっており、看過しがたいという話を、昨年も時間を割いて説明させていただいた。これも結局、多額の補助金が国から払われるので、こういう研修をこのようにやりましょうというように誘導され、やらされているという形になっているのではないかと思う。「従うべき基準」云々というのは、法律等の規定の中ではっきりしているため、これはこれでももちろん積極的に廃止等に向け取り組んでいかなければな

らないが、先ほどの子ども・子育て支援法のように、一見条文を見るとそこまで細かく規定されていないように見受けられるものの、実際は微に入り細に入り、通知が山のように出されている。財政的な議論は地方分権提案の議論には適さないという話があることから、自治体も控えめな提案内容に留めていると想像しているが、実質上の縛りというか、見えない隠れ基準というものが、補助金にあるということが福祉の場合等は非常に多くあり、それが顕在化しているのではないかとということで、今回あえて取り上げさせていただいた。このような実態を踏まえ、是非御検討いただければ幸いである。

それから、先ほどの質疑と関連することで、昨年も申し上げたが、市町村は国の基準の存否に関わらず、安全について責任をもってやるという決意があり、機会あるごとに市長会としても表明している。実際保育無償化ではベビーシッターに至るまで全て国が無償化するということに対し、市長会としてはそのような無責任なことではできないということで相当議論を交わした。むしろ保育の安全の面から見て、どうなのかということについて強く申し上げ、条例によって規制可能な制度を設けていただいたのである。

また、今回の処遇改善等加算の件も、施設の経営者側からみても、事細かい手順に従うことが求められ、当該申請や加算に関するセミナーに参加料を支払って受講し、当該申請の対応を行うのだろうけれども、それは施設側によりよい保育を求めていくという本筋からずれていっているのではないかとということからも、改めてこの場で問題提起をさせていただいた。

(高橋部会長) デジタル化や、負担軽減あるいは簡素化のような話は本年も重点的に取り組むことにしている。当部会として後ほど詳細については事務局から聞いておきたい。

(小早川構成員) 補助要綱による縛りという問題は、おそらく至る所にある話であり、何とかしなければならないと思う。

(大橋部会長代理) 全国町村会より本日説明していただいた中で、職員の配置や人員、面積などの縛りがあり、それが従うべき基準や補助基準など、様々な国の義務付けとして存在するという話がかねてよりあったのだが、今回特に関心を持ったのは、本日の意見の最後に出てきた計画策定の義務付けについてである。計画を作って調整したいというのが1つの立法スタイルとしてある場合に、それが具体的な事務に結びついた計画であればまだ良いが、非常に抽象的な計画を、市町村レベルで並立していくつも作られるような問題がある。しかし、この部会で計画策定の負担感を訴える提案は今まであまり議論した経験がないところ、それも1つの重点問題としてあるため、そのような問題意識があるのであれば、何か掘り起こすような形で提起いただければ、議論が進むのではと認識したが、如何か。

(全国町村会) 51 ページの最後については、国と地方の協議の場で当会の会長も述べたこととして、最近の障害者雇用の関係や児童虐待防止法の関係においていえば、推進計画の作成を始め、障害者雇用推進者の選定、弁護士の雇用・配置、医師・保健師の配置、子育て世代包括支援センターの2020年度までの設置、あるいは子どもの総合支援拠点の2022年までの全市町村における設置等を行わなければならないとされている。これらについて、緊急性というのは重々承知しているのだが、市町村にとっても濃淡があると思われる。必置義務ではなく任意規定だが、通知等でいろいろと縛りがかかってくるため、何か手当がないかという認識を持っている。部会長代理との認識は一致しているが、町村会としてもなかなか発信の機会がないことからこのように添付したところ。

(高橋部会長) できる規定(任意規定)なのだが、事実上かなり細かく通知で、実際義務付けに近い形になっているという話だと理解した。その辺りをこれから問題意識として考えさせていただきたい。

(磯部構成員) いただいた資料の中で、町村会の意見で「提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。」と書いているところと、「提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。」と2種類に書き分けている。市長会の方が「積極的に」としている分類については分かったのだが、町村会の方の書き分けはどのような分水嶺によるものか。

(全国町村会) 関係府省ヒアリングにおいて、当該府省の姿勢が前向きか後ろ向きかによって微妙に表現を変えている。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)